

学校における新型コロナウイルス感染症対策について

保護者様へ

令和5年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行します。今後、感染状況が落ち着いている平時は、換気や手洗いなど日常的な対応、感染流行時には、一時的に活動場面に応じた対策を講じることが基本となります。

学校内での感染拡大を防止するためには、外部からウイルスを持ち込まないことが重要となり、各家庭の協力が不可欠となりますので、以下の内容についてご理解・協力いただきますようお願いいたします。

平時の感染症対策について

【各自に必要な持ち物】

- 清潔なハンカチ・ティッシュ
- (必要に応じて) マスクやマスクケース等

【健康観察】

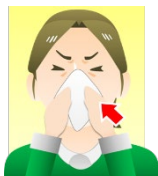
- ① 健康状態の把握 (自己管理)
- ② 発熱や咽頭痛、咳などの普段と異なる症状がある場合などには登校しない
- ③ 登校後に発熱などの症状が見られた場合は、帰宅後、できれば受診し症状がなくなるまで自宅休養

【手洗いの励行】

登校時や外から教室に入るとき、トイレの後、昼食の前後などにこまめに流水と石鹸で手を洗う

【咳エチケット】

感染症を他者に感染させない (飛沫を飛ばさない) ために、咳・くしゃみをする際、ティッシュ・ハンカチや、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる



※厚生労働省 咳エチケットイラスト引用

【マスクの取扱い】

学校教育活動においては、生徒及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことが基本となりますが、登下校時の混雑した電車やバス内、また校外学習において医療機関や高齢者施設を訪問する場合など、社会一般においてマスクの着用が推奨される場面では、マスクを着用することが推奨される

【昼食時】

会食に当たっては、飛沫を飛ばさないように注意する

【出席停止の取扱い】

感染が判明した場合は、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置を講じる他、校長の判断により出席停止の措置を講じる